２００３年８月アルゼンチンの政治情勢

２００３年９月作成
在アルゼンチン大使館

１．　概要

８月に入り、キルチネル大統領が重要視するブエノスアイレス市長選挙等が行われ地方選挙が本格化した。選挙区によっては、キルチネル大統領とペロン党が支持する候補が異なり「ねじれ現象」が生じた。中にはそれが原因でペロン党候補が敗北するケースが見られ、党内にしこりを残す結果となった。他方、政権内では、キルチネル大統領の方針と異なる発言をしたということでシオリ副大統領が糾弾されたほか、パンプーロ国防相は国防予算を巡ってキルチネルと激しい議論を行い、両人の辞任説が一時流れた結果、政権の行方を不安視する声が聞かれた。また、キルチネル大統領が取り組んでいる軍事政権期に人権侵害に関与した者の訴追に関しては、それを阻んでいた二つの免責法を議会で無効とすることに成功し、大きな前進を見せた。

外交面では、イスラエル共済会館（ＡＭＩＡ）爆破事件に関連して、亜の連邦判事の要請により、当時の元駐亜イラン大使が英国で逮捕されたのを受けて、イラン政府は亜に対し強く抗議しただけでなく、亜との文化・通商関係を停止すると通告したことにより両国の関係は悪化した。その他には、チャベス・ベネズエラ大統領及びラゴス智大統領が亜を訪問し、経済分野を中心として複数の協力協定に署名したほか、ノリエガ米国務省次官補（西半球担当）が訪問した際には、国際テロ対策といった国際問題をはじめとして、二国間問題に関して意見交換を行った。

２．　内政

（１）地方の動向

（イ）ブエノスアイレス市

８月２４日、ブエノスアイレス市長選挙、連邦議会のブエノスアイレス市区下院議員改選選挙（定数１２議席）、ブエノスアイレス市議会議員選挙（定数６０議席）が実施された。

（ａ）ブエノスアイレス市長選挙

開票率９９．４８％の段階で、当選に必要な５０％以上の得票率を獲得した候補者は存在せず、マクリ候補（ペロン党支持）及びイバラ候補（現職、キルチネル大統領支持）の得票数上位２名による決選投票が９月１４日に実施されることが決定した。

マウリシオ・マクリ候補（変革党）	３７．００％
アニバル・イバラ候補（ブエノスアイレス市連合）	３３．６８％
ルイス・サモラ候補（自決と自由党）	１２．３０％
パトリシア・ブルリッチ候補（ブエノスアイレス市再建同盟）	９．８４％
クリスティアン・カラム候補（急進党）	１．９１％
その他の候補	５．２７％

（ｂ）連邦議会の下院議員改選選挙（定数１２議席）
変革党（５議席）、ブエノスアイレス市連合（４議席）、自決と自由党（２議席）、ブエノスアイレス市再建同盟（１議席）
（ｃ）市議会議員選挙（定数６０議席）
変革党（２３議席）、ブエノスアイレス市連合（２１議席）、自由と自決党（８議席）、ブエノスアイレス市再建同盟（６議席）、急進党及び左派同盟（１議席）
（ロ）カタマルカ州
２４日、カタマルカ州知事選挙が実施され（開票率９７．６％）、急進党候補のエドゥアルド・ブリスエラ・デル・モラル（キルチネル大統領支持）が得票率４９．５６％を獲得し、ペロン党候補のリリアナ・バリオヌエボ（４３．４７％）を破って勝利した。その他、共和国平等党の候補が３位に終わった（２．１％）。
（ハ）サルタ州
２４日、サルタ州制憲議会議員選挙（定数６０議席）が実施され、与党ペロン党が３８議席を獲得した（キルチネル大統領は対抗勢力を支持）。３０日には、州憲法制憲議会が召集され、野党欠席のまま審議が進められた。その結果、過半数を占めるペロン党が採決を行い、州知事の連続三選を可能とする州憲法案が賛成多数で可決された。
（ニ）リオネグロ州
３１日、リオネグロ州知事選挙及び連邦議会のリオネグロ州区下院議員改選選挙（定数３議席）が実施された。
（ａ）リオネグロ州知事選挙
最終結果によると、与党急進党候補であるサイスが得票率３２．６２％を獲得し、ペロン党候補のソリア（３０．２２％）を僅差で破り勝利した。以下、アリアガ共和国平等党候補（２０．４５％）、ロッソ候補（キルチネル派、１０．３４％）と続いた。
（ｂ）連邦議会の下院議員改選選挙（定数３議席）
急進党（２議席）、ペロン党（１議席）

（２）キルチネル政権内の不協和音
（イ）キルチネル大統領とシオリ副大統領の軋轢
シオリ副大統領が、「公共料金の引き上げが９０日以内に実施されるだろう。」「免責法の無効法案は慎重に審議すべきである。」とキルチネル大統領の方針と異なる発言をしたことで、キルチネル大統領は１９日、アルベルト・フェルナンデス首相を通じて、シオリ副大統領の側近であるペレス観光・スポーツ長官をはじめとしてシオリ派全員に対し辞表を提出するよう要求した。右要請に伴い、ペレス長官を含め３名が１９日、その他の６名が翌２０日に辞任した。
（ロ）キルチネル大統領とパンプーロ国防相の対立
２８日、パンプーロ国防相は、キルチネル大統領と国防予算の増額に関し協議した

際に、消極的な姿勢の同大統領と激しく議論した。それを受けて、パンプーロ国防相が辞任を考えているとの報道が流れ、アルベルト・フェルナンデス首相が仲介に入り国防予算の増額
を認めると伝えたことで、両者の問題は解決した。翌２９日には、パンプーロ国防相は、キルチネル大統領とラゴス智大統領のカラファテ訪問に同行し、キルチネル大統領と抱擁するなど関係の改善をアピールした。

（３）軍事政権期の人権侵害－免責法の無効－

（イ）５日、最高裁判所は、行政及び立法の圧力で免責法の合憲性を問う最終判決を急ぐことなく、ナサレノ前最高裁長官の後任が就任するまで判決を出すことはないとの異例のコミュニケを出した。

（ロ）１１日、キルチネル大統領は、「戦争犯罪及び人道への罪に対する時効不適用に関する国際条約」（１９６８年国連総会で採択、１９７０年発効）に加入する大統領令に署名した（１３日付け官報に掲載、第５７９号）。

（ハ）１２日、下院特別本会議が開かれ、以下の三つの法案が賛成多数で可決された。

（ａ）免責法の無効法案

終結法及び服従法を当初より無効と定めた。

（ｂ）「戦争犯罪及び人道への罪に対する時効不適用に関する国際条約」関連法案

上記条約が憲法同様の効果を有すると定めた。

（ｃ）戦争犯罪及び人道への罪に対する時効不適用法案

「戦争犯罪及び人道への罪に対する時効不適用に関する国際条約」及び「軍事裁判所法」に記載されている犯罪等について、刑法に基づく行使を妨げる時効、恩赦、免責及びその他のあらゆる方法で恩恵を受けることはできないと定めた。

（ニ）２１日、上院本会議で免責法の無効法案及び「戦争犯罪及び人道への罪に対する時効不適用に関する国際条約」関連法案の審議が行われ、採択の結果、賛成多数で両法案は可決され成立した。

（４）元ゲリラ幹部の逮捕

１４日、ボナディオ連邦判事は、１９７０年代を中心に活発に活動したペロン党極左ゲリラ組織「モントネーロス」の元幹部であるフィルメニッチ、バカ・ナルバッハ、ペルディアの３名に対し、グループ内の対抗勢力１５名の行方不明・殺害事件に関与した疑いで逮捕命令を出した。その内、バカ・ナルバッハ及びペルディアの２名は、亜国内で身柄を拘束されたが、西で生活していたフィルメニッチに関しては、国際逮捕の要請がなされ捜索中である。

（５）イスラエル共済会館（ＡＭＩＡ）爆破事件

１３日、ガレアノ連邦判事は、同事件に関与した容疑で、当時の駐亜イラン大使を含む計８名のイラン外交官の国際逮捕をインターポールに要請したほか、同事件の審

議に関して、イラン政府の協力が見られないと声明を出した。

（６）司法
（イ）最高裁判事の司法弾劾審議
　１３日、下院本会議でモリネ・オコンノル判事を司法弾劾審議にかけるか否か採択され、賛成１３９票、反対２０票、棄権４で可決された結果、上院で弾劾審議にかけられることになった。
（ロ）最高裁判事の人事
　２７日、キルチネル大統領は、上院にサファロニを最高裁判事に指名する旨通達した。

（７）汚職
　１２日、メネム政権期に電話通信公社の民営化担当官、天然資源長官を務めたマリア・フリア・アルソガライは、業務上横領罪の容疑で逮捕され、１００万ペソ（約３３万ドル）を差し押さえられた。

３．外交
（１）イラン
（イ）イスラエル共済会館（ＡＭＩＡ）爆破事件に関連し、ソレイマンプール元駐亜イラン大使が英国で逮捕（２１日）されたのを受けて、アセフィ･イラン外務省報道官は８月２２日、｢今回の逮捕は、政治的動機によるものであり、シオニスト体制の影響下で実施されたものである。亜は、国際法に反した今回の措置に対し責任を負う必要がある。｣と強く抗議した。また、２３日には、イラン外務省は、アルバレス駐イラン亜臨時代理大使を招致し、今回の措置に強く抗議したほか、両国間の文化・通商関係を停止する旨通知した。
（ロ）一連のイラン政府の抗議に対して、亜外務省は２５日、コミュニケを発出し、今回の逮捕は担当判事の要請によるものであり、政治的決定ではない旨明言した上で、同事件の真相解明に向けた決意を表明し、そのためのイラン政府の協力を要請した。また、イラン政府の政治的発言に遺憾の意を表明し、両国間の文化・通商関係の停止措置は理解しがたい旨述べた。
（ハ）３０日、イラン外務省司法問題担当局長を団長とする３名が、同事件に関する亜司法の動向を分析するため亜に到着した。

（２）チリ
（イ）２日、ビエルサ外相は、チリを訪問し、ラゴス大統領と会談した。右会談において、イラク復興支援活動に関して協議した。
（ロ）２６日、アルベアル智外相及びバチェレット智国防相は、ビエルサ外相、パンプーロ国防相と会談し、ビーグル海峡における共同作業を定めた軍事協力協定等に署

名した。
（ハ）２７日から２９日にかけて、ラゴス大統領が亜を訪問した。２８日には、キルチネル大統領と２時間近くに亘って会談し、キルチネル政権の社会保障政策及び人権擁護政策を称賛した。それに対し、キルチネル大統領は、歴史上例にないほど両国間で意見が一致していると応えた。また、両国政府は、青少年の統合・協力、情報統合、人の自由な移動に関する二国間協定に署名したほか、両国共同宣言において、マルビーナス（フォークランド）諸島領有権問題に関し、亜が同諸島の領有権を主張し、英国政府に対し交渉を再開することを要請するのは正当であると述べた。その後、ラゴス大統領は、国会議事堂に赴き議会関係者と会談し、イバラ・ブエノスアイレス市長を表敬訪問した。２９日には、キルチネル大統領とともにサンタクルス州カラファテを観光目的で訪問し、気候変動及びオゾン層に関する宣言に署名した。

（３）ベネズエラ
　１６日から２０日にかけて、チャベス大統領が亜を訪問した。最初の３日間は、私的滞在ということで、亜国営テレビを通じて自分の番組を司会したほか、「五月広場の母たち」大学でボリバル革命の講演を行い、左派指導者と会談した。１９日には、キルチネル大統領と会談し、農産物のベネズエラ向け輸出促進協定を含む６つの二国間経済協力協定及びスポーツ協力協定に署名した。なお、今回は、チャデルトン外相、リナレス農相、カレーニョ・エネルギー相、ヒロルダニ企画・開発相、ナテラ持続可能な開発相など多くの政府要人が同行した。

（４）米国
　１８日から２０日にかけて、ノリエガ国務次官補（西半球担当）が亜を訪問し、キルチネル大統領をはじめ、ベリス司法相、パンプーロ国防相、ビエルサ外相、ラバーニャ経済相といった政府要人と会談を行った。一連の会談において、ノリエガ国務次官補は、ＩＭＦとの交渉における政治的支持を表明したほか、国際テロ対策、人権擁護政策、麻薬取引の取り締まり、司法制度の再構築、ＦＴＡＡ交渉、イラク復興支援活動など多岐にわたるテーマを協議した。

（５）日本
　１８日、１９日の両日、茂木外務副大臣が亜を訪問し、タイアナ外務次官と１時間半近くに亘り二国間関係及び国際情勢について意見交換を行った。

（６）要人来往
（イ）来訪
　　　　４日　スパチャイＷＴＯ事務局長
１６－２０日　チャベス・ベネズエラ大統領、チャデルトン外相他
１８－１９日　茂木日本外務副大臣

２６－２９日　アルベアル智外相、バチェレット智国防相
２７－２９日　ラゴス智大統領
（ロ）往訪
１日　　ラバーニャ経済大臣、バジェ大統領及びアチェガリ経済相と会談するためウルグアイへ
２日　　ビエルサ外務大臣、ラゴス大統領と会談するためチリへ
４日　　ビエルサ外務大臣、メルコスール・アンデス共同体外相会合に出席するためウルグアイへ
７日　　ラバーニャ経済大臣、スノー財務長官と会談するため米国へ
１５日　キルチネル大統領及びビエルサ外務大臣、大統領就任式に出席するためパラグアイへ
２３日　ビエルサ外務大臣、メルコスール外相会談に出席するためペルーへ
２３－２７日　ラバーニャ経済大臣、セミナーに出席し、政府要人と会談するため伊へ
２７日　ビエルサ外務大臣、オペルティ外相と会談するためウルグアイへ